

特別養護老人ホーム 芙蓉荘 特養利用料金表(1割負担)

平成30年4月1日現在

特養・多床室

(単位:円・1ヶ月:31日)

要介護度	段階	施設サービス費	栄養マネジメント	看護体制加算I	夜勤職員配置加算I	日常生活継続支援加算	1日あたり 単位数計	1ヶ月あたり 単位数計	口腔衛生管理体制加算	1割負担/月	滞在費/日	食費/日	1日あたり
要介護1	第1段階	554	14	6	22	36	635	19,685	30	21,650	0	300	22,580
	第2段階										370	390	45,210
	第3段階										370	650	53,270
	第4段階										840	1,380	90,470
要介護2	第1段階	625	14	6	22	36	703	21,793	30	23,965	0	300	24,895
	第2段階										370	390	47,525
	第3段階										370	650	55,585
	第4段階										840	1,380	92,785
要介護3	第1段階	695	14	6	22	36	773	23,963	30	26,348	0	300	27,278
	第2段階										370	390	49,908
	第3段階										370	650	57,968
	第4段階										840	1,380	95,168
要介護4	第1段階	763	14	6	22	36	841	26,071	30	28,663	0	300	29,593
	第2段階										370	390	52,223
	第3段階										370	650	60,283
	第4段階										840	1,380	97,483
要介護5	第1段階	859	14	6	22	36	907	28,117	30	30,910	0	300	31,840
	第2段階										370	390	54,470
	第3段階										370	650	62,530
	第4段階										840	1,380	99,730

●上記利用料に、介護職員処遇改善加算(総単位数の8.3%及び地域加算(7級地10.14円)は計上しております。

備考

第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者

第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方

第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上266万円以下の方

第4段階 上記以外の方

特別養護老人ホーム 芙蓉荘 特養利用料金表(1割負担)

平成30年4月1日現在

特養・個室

(単位:円・1ヶ月:31日)

要介護度	段階	施設サービス費	栄養マネジメント	看護体制加算I	夜勤職員配置加算I	日常生活継続支援加算	1日あたり単位数計	1ヶ月あたり単位数計	口腔衛生管理体制加算	1割負担/月	滞在費/日	食費/日	1日あたり
要介護1	第1段階	557	14	6	22	36	635	19,685	30	21,650	0	300	22,580
	第2段階										820	390	59,160
	第3段階										820	650	67,220
	第4段階										1,150	1,380	10,080
要介護2	第1段階	625	14	6	22	36	703	21,793	30	23,965	0	300	24,895
	第2段階										820	390	61,475
	第3段階										820	650	69,535
	第4段階										1,150	1,380	102,395
要介護3	第1段階	695	14	6	22	36	773	23,963	30	26,348	0	300	27,278
	第2段階										820	390	63,858
	第3段階										820	650	71,918
	第4段階										1,150	1,380	104,778
要介護4	第1段階	763	14	6	22	36	841	26,071	30	28,663	0	300	29,593
	第2段階										820	390	66,173
	第3段階										820	650	74,233
	第4段階										1,150	1,380	107,093
要介護5	第1段階	859	14	6	22	36	907	28,117	30	30,910	0	300	31,840
	第2段階										820	390	68,420
	第3段階										820	650	76,480
	第4段階										1,150	1,380	109,340

●上記利用料に、介護職員処遇改善加算(総単位数の8.3%及び地域加算(7級地10.14円)は計上しております。

備考

第1段階 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者

第2段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方

第3段階 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額の合計が80万円以上266万円以下の方

第4段階 上記以外の方